

令和7年度 市民税・県民税申告書の手引き

江南市

平素は市税の申告や納税にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この申告は、市民税・県民税及び国民健康保険税などを正しく算出する基礎となり、所得証明などの発行に必要なものです。この手引きをよくお読みになって、必ず申告期限までにご提出ください。また、窓口での混雑を避けるため、できるだけ郵送での提出にご協力ください。また、来庁される際は可能な限り申告者お一人でお越しください。

※窓口での混雑を避けるため、できるだけ郵送での提出にご協力ください。また、来庁される際は可能な限り申告者お一人でお越しください。

申告書を提出していただく方

令和7年1月1日現在、江南市内に住所があり、次に該当する方は前年中(令和6年1月から12月)の所得を申告してください。

1. 営業、農業、不動産、配当、一時、雑、譲渡等の所得のあった方

2. 紹介所得者で、次に該当する方

(ア) 紹介所得者書が勤務先から江南市へ提出されない方。

(イ) 紹介所得以外に所得のあった方。

※紹介所得者で紹介以外の所得が20万円以下の場合は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税は申告の必要があります。

(ウ) 源泉徴収票に記載された各種控除と異なる控除を受けようとする方。

3. 年金所得者で、次に該当する方

(ア) 公的年金等に係る雑所得以外に所得のあった方。

※公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税は申告の必要があります。

(イ) 公的年金等の源泉徴収票に記載された各種控除と異なる控除を受けようとする方。

4. 前年中に収入のなかった方

※所得証明の交付・国民健康保険税の算定・児童扶養手当等の給付・公営住宅の入居等において必要な資料となりますので、申告書の裏面下「16 前年中に所得がなかった人の記載欄」「17 非課税所得等欄」に記入のうえご提出ください。

なお、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出される方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。

申告相談の日時及び場所

1. 期間 令和7年2月3日(月)～3月17日(月) ※土日、祝祭日は除く
(ただし、期間中の第2、第4日曜日の日曜市役所開庁時は受付しています。)

2. 時間 午前8時30分～午後5時15分(日曜市役所の日は午後0時30分まで)

3. 場所 江南市役所 税務課(1階東側) ※確定申告の相談、受付はできません。

※2月13日(木)～2月28日(金)は

Home&nicoホール(江南市民文化会館)2階第1会議室でも受付しています。

受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後4時 ※土日、祝祭日は除く。

申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
 - 前年の所得がわかる書類
 - 給与や公的年金等の源泉徴収票
 - 取扱内訳書(不動産所得や事業所得のある方)
 - 医療費控除・明細書(明細書は、江南市ホームページから印刷できます。)
 - 生命保険料や地震保険料控除・控除証明書
 - 社会保険料控除・国民健康保険税、国民年金、介護保険料等の支払い金額がわかる書類
 - 所得控除に必要な書類
 - 国民年金保険料については、証明書の提出が必要です。
 - 障害者控除…身体障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
 - マイナンバーカードをお持ちでない方は、ご本人のマイナンバーを確認できる番号確認書類と、マイナンバーの持ち主であることを確認できる本人確認書類(運転免許証、健康保険証、在留カードなど)が必要です。
 - マイナンバーカード
- ※郵送の場合はコピーして同封してください。

申告期限 3月17日(月)

お問い合わせ 江南市役所 税務課 市民税グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀90番地
電話 (0587)50-0352(直通)

市民税・県民税・森林環境税の計算方法

控除額等は、地方税法等の改正により変更される場合があります。



